# 第4章 全体構想

全体構想では、基本構想に基づき、分野別にまちづくりの方針を定めます。

本計画では、大きく 5 つの分野を設定し、それぞれの観点においてまちづくりの推進を 図ることとします。

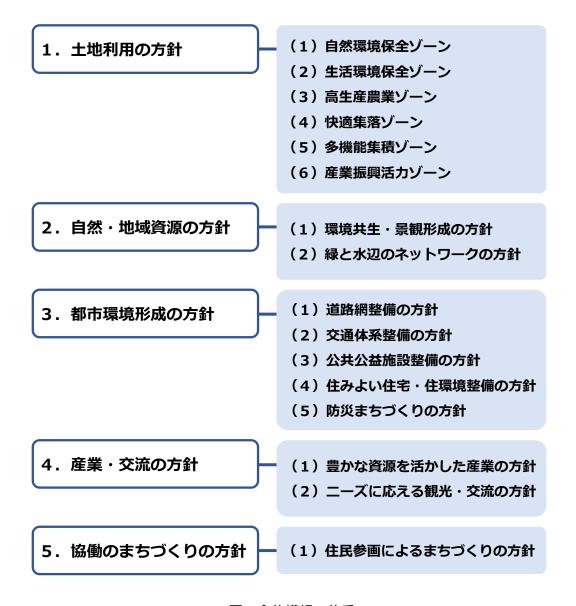


図. 全体構想の体系

## 1. 土地利用の方針

遊佐町全体を6つのゾーンに分類し、それぞれの土地利用について方向性を定めます。

- ・自然環境保全ゾーン
- ・生活環境保全ゾーン
- ・高牛産農業ゾーン
- ・快適集落ゾーン
- ・多機能集積ゾーン … 住宅地・公共用地/商業地/工業地
- ・産業振興活力ゾーン

## (1) 自然環境保全ゾーン

本町の北部から東部に広がる森林を、自然環境保全ゾーンと位置づけます。森林の持つ機能は、水資源のかん養、土砂の流出や崩壊の防止、大気浄化、レクリエーション等の保健休養機能、鳥獣保護や生物多様性の保全機能等、多岐にわたっており、今後もこれらの機能の保全・活用が求められます。

また、森林の保全を推進し、ゾーン内の自然環境を守るとともに、訪れた人が自然と身近に触れ合うことができるよう、学習・交流フィールドとしても活用を図ります。

## (2) 生活環境保全ゾーン

西部の海岸沿いに南北 10km にわたって植林されたクロマツ林を、生活環境保全ゾーンと位置づけます。住宅や農地を飛砂の害から守ってくれるクロマツ林について、病害虫対策を引き続き推進し、飛砂防止機能、保健保養機能の充実を図ります。また、町の歴史が感じられる松林として、地域の魅力を実感できるようなゾーンとしての活用も図っていきます。

#### (3) 高生産農業ゾーン

平地に広く分布する豊かな農地を、高生産農業ゾーンと位置づけます。農地については、 関係団体と連携しながら集約化を進めていくとともに、荒廃・遊休農地の防止対策を推進し ながら、既存優良農地の保全を図ります。

#### (4)快適集落ゾーン

用途地域に指定されておらず、既存集落が形成されているエリアを、快適集落ゾーンと位置づけます。既存集落については、下水道の町内全域供用を開始し、住みよい居住環境の形成を引き続き推進します。古くから集落が形成されている吹浦地区は、昔ながらの風情を残しつつも、狭隘道路がありオープンスペースが少ないエリアとなっています。都市施設の充実や、建替え時におけるオープンスペースの確保等により、住環境の整備に努めます。

また、都市計画や地区計画に基づき、計画的な住環境の調整・誘導を図っており、舞鶴地内若者定住住宅地についても順調に整備を進めています。

## (5)多機能集積ゾーン

遊佐地区において、用途地域に指定されたエリアを多機能集積ゾーンと位置づけます。ゾーン内を、用途地域の種別ごとに住宅地・公共用地、商業地、工業地の3つに分類し、土地利用の方向性を定めます。

#### 1) 住宅地・公共用地

住宅地・公共用地については、令和 2 年度までに主な公園整備事業が完了し、狭隘道路の改良等を行いつつ、引き続き景観やまち並みに配慮した住みよい住環境の形成を図ります。町有地の若者世帯への土地分譲、町有地の貸付による民間活力を利用した若者向け住宅の供給事業にも取り組んでいます。

住居系に指定された用途地域のうち、長期にわたり未利用地となっているエリアについては、土地利用の見直しを検討します。

#### 2) 商業地

商業地については、住民の日常的な買い物を支える場、身近な生活空間や交流の場として、 バリアフリーの歩道整備等、買い物しやすい環境整備を図ります。また、遊佐ブランド推進 協議会で地場産品の開発支援とイベント開催に取り組んでおり、商業地のさらなる活性化 を推進します。

#### 3) 工業地

工業地については、主に西遊佐地区への集積が進んでおり、遊佐地区における工業系土地 利用は少ない状況となっています。企業立地の際には、周辺の自然環境や生活環境に配慮し、 計画的に取り組みます。

#### (6)産業振興活力ゾーン

西遊佐地区において、用途地域に指定されたエリアを産業振興活力ゾーンと位置づけ、地域に経済効果や雇用創出をもたらす工場や業務施設の誘致を積極的に進めます。ゾーン内には遊佐西部工業団地、鳥海南工業団地が立地しており、バイオマス発電所の整備等、新たな施設整備が進められています。引き続き、残りの区画への企業誘致を図ります。

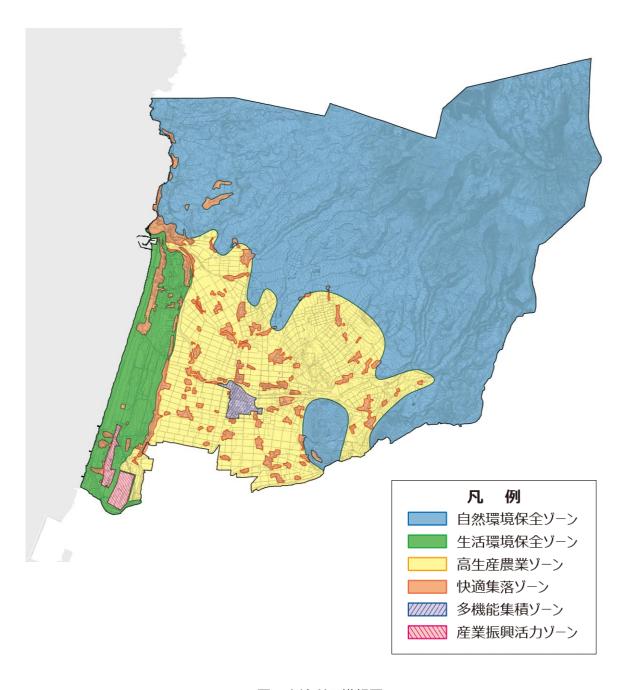


図. 土地利用構想図

## 2. 自然・地域資源の方針

## (1)環境共生・景観形成の方針

#### 【基本姿勢】

遊佐町環境基本計画を踏まえ、豊かな自然と景観を将来へ守り伝えます。

#### 【整備方針】

#### 1) 自然の恵みの保全と活用

#### ①山並み景観の保全と活用

東側に広がる山々は、湧き水のかん養機能や貴重な動植物を育む重要な自然です。今後とも、間伐・皆伐等の林業施策や森林経営管理制度との調整を図り、森林の持つ機能を発揮できるよう取り組みます。

併せて、里山の適切な管理や環境学習の場づくりを通じて、人と自然との結びつきを深め、将来の自然と景観を担う人材育成等の取り組みを推進します。

#### ②田園の環境・景観の保全と活用

市街地周辺の美しい田園は、四季折々の彩りを見せる貴重な財産です。農業施策と連携 しながら、生活と調和する田園の自然環境と、食の恵みをもたらしてきた歴史的環境の保 全を図り、田園の豊かさを広く伝えるよう取り組みます。



#### ③せせらぎや湧き水、水辺空間の保全と活用

清流や湧き水等を身近に感じることのできるまちとして、地域に必要不可欠な水を守り 伝えていくため、各集落や事業者と協力し、美しい水辺空間の保全と整備に取り組みます。 また、人と動植物が共存できる生態系を守るため、清流である八ツ面川沿いの草刈りや川 藻刈り等、水環境の保全を引き続き推進します。





## ④海辺の保全と活用

西側に広がる豊かな海は、海水浴場、西浜コテージ等のキャンプ場と連携した賑わいの場、食の恵みをもたらす資源として、多くの人々に親しまれています。海辺に沿って広がる松林等、周辺の自然環境と併せて、レクリエーション施策との連携により魅力ある海辺の保全と活用を推進します。

#### 2) 自然生態系と共生した取り組みの推進

生物多様性の保全に努め、連続した生態系ネットワークの形成を図るため、総合的な視点による環境保全を推進します。令和4年度に更新年を迎える遊佐町環境基本計画は、昨今の環境情勢の変化も取り入れた計画とし、引き続き環境関連事業の進捗・点検を実施します。

また、遊佐町エネルギー基本計画に基づき、再生可能エネルギーの活用を促進するほか、 環境負荷の低減やごみの減量、資源再利用によるリサイクルについて、住民一人ひとりの 意識を高め、具体的な数値に基づく広報・啓蒙活動を推進します。

## (2) 緑と水辺のネットワークの方針

#### 【基本姿勢】

暮らしの中で、緑と水の恵みを身近に感じられるまちづくりを推進します。

## 【整備方針】

#### 1)緑とせせらぎの賑わいづくり

周辺施設とともに、イベントや憩いの場として活用される遊佐中央公園を平成 22 年度 に整備し、令和 2 年度までに主な公園整備事業が完了しました。自然の中で遊ぶことができる遊ぽっと、河川公園、身近な児童公園等、日常のレクリエーションの場となる公園の維持・管理を引き続き行い、緑や水に親しみやすい公園づくりを推進します。



## 2) 緑とせせらぎのネットワークづくり

都市公園や河川公園、都市計画道路の整備を通して、公園や街路樹の緑、うるおいのネットワーク化を図ります。併せて、河川沿いの道路や、田園風景や松林を眺める遊歩道等、豊かな自然を楽しめる沿道環境の維持・保全を図ることで、まち全体においてうるおいを感じられる環境づくりを推進します。

#### 3) 身近な緑としての農地の保全と活用

市街地周辺の農地は、重要な農業生産の場であるほか、生活の中で身近な緑を感じられる場としての役割も担っています。農業施策と連携し、豊かな農地を保全・活用しながら、緑と触れ合える環境づくりに取り組みます。

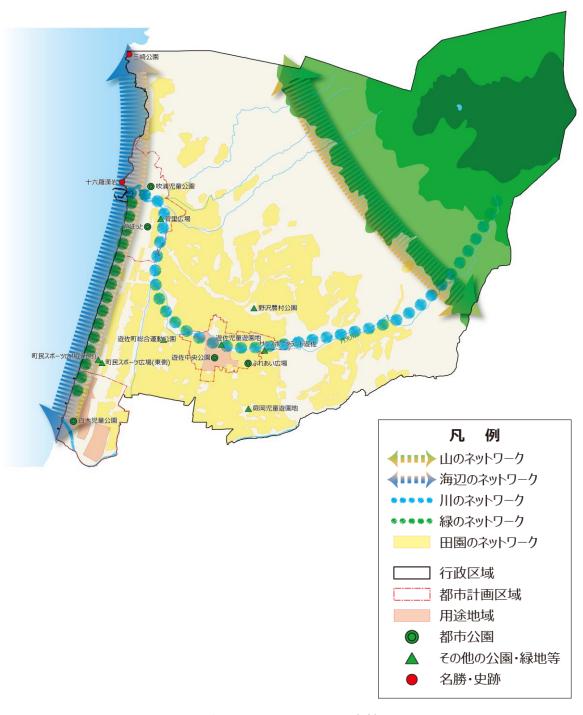


図. 緑と水のネットワーク方針図

## 3. 都市環境形成の方針

## (1) 道路網整備の方針

#### 【基本姿勢】

広域的な道路網の拡充と、地域内における道路の整備や維持管理により、ネットワーク の向上を図ります。

#### 【整備方針】

#### 1) 広域幹線道路:周辺地域と結ぶ道路

本町と周辺地域とを結ぶ道路を広域幹線道路と位置づけ、広域的な道路ネットワークの 確保により、物流や防災機能の向上を図ります。

日本海沿岸東北自動車道は、広域的な交流・地域活性化の促進を図る路線として、令和2年度に酒田みなとIC~遊佐比子IC区間が開通しました。今後、酒田みなとIC~遊佐IC間は令和5年度、遊佐象潟道路(県境区間)は令和8年度を開通目標とし、現在も整備が進められています。

また、南北に延びる国道 7 号、国道 345 号は、地域間を結ぶ重要な路線として位置づけ、適切な維持管理を図ります。

## 2)地域幹線道路:まちの骨格となる道路

各地域間を結ぶ主要な路線を地域幹線道路と位置づけ、日常生活におけるスムーズな移動と、地域間のネットワーク向上を図ります。

路線としては、国道 345号、主要地方道酒田遊佐線、一般県道遊佐停車場藤崎線、一般 県道吹浦酒田線、(都)舞鶴下長橋線、(都)舞鶴下野沢線、(都)下高砂上長橋線を位置づけ ます。県道の整備事業には本町が負担金を支出し、適切な整備や維持管理を図っています。

#### 3) 地域交流道路:地域内の交流を進める道路

各地域間を結ぶ路線を地域交流道路と位置づけ、主要施設までのアクセス向上、狭隘道路の改善や危険箇所の解消による安全性の確保等を推進し、地域間の連携強化を図ります。 路線としては、都市計画道路や県道、町道を位置づけ、山間部と元町を繋ぐ町道畑西線の道路改良、新庁舎前の道路整備等、計画的な整備を推進します。また、長期にわたり未整備の路線については、ルート変更を含めた整備の必要性について検討します。

#### 4)地域らしさを感じるみちづくり

遊佐町には、河川や水路沿いの遊歩道、生活が身近に感じられる街路、生け垣や花が美しい街路、湧き水や田園風景を楽しめるみち等、歩いて楽しめる、魅力ある道路空間が多く存在します。集落による清掃や、まちづくりセンターを通した花苗の配布等、道路環境の美化により快適なみちづくりを推進しています。引き続き、集落や各まちづくりセンターと連携し、美しい道路環境の整備に取り組みます。

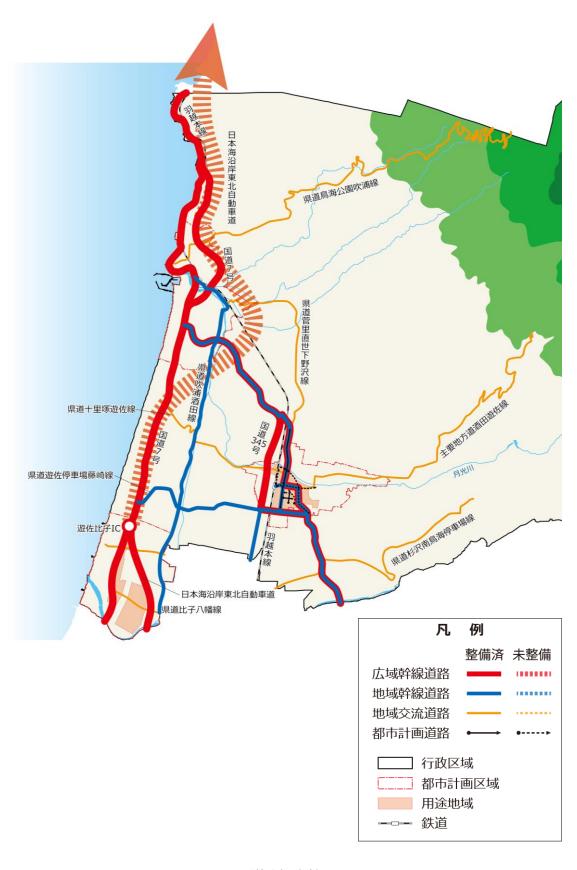


図. 道路網方針図

## (2)交通体系整備の方針

#### 【基本姿勢】

誰もが気軽に利用できる、利便性の高い公共交通ネットワークの形成を図ります。

#### 【整備方針】

#### 1) 広域的、総合的な交通ネットワークの構築

#### ①庄内空港との連携強化

酒田市に立地する庄内空港を活用したアクセス促進を図るため、交通手段を確保し、空港との連携強化を推進します。利用の割合が高い自家用車のほか、バスや電車との連携と併せて、「鳥海山お得タクシーパック」等、町独自の二次交通対策を実施し、空港利用者の利便性向上を図ります。

#### ②高速交通体系の強化

新潟県・山形県・秋田県における日本海側の主要都市を結び、青森県に至る日本海沿岸 東北自動車道は、地域間の広域的な交流・連携を支える重要な路線です。大規模災害時や 救急医療活動の支援、物流の効率化、観光の活性化等、地域全体の発展を見据え、路線の 周知・広報に努めます。

#### ③鉄道の利便性向上

JR 羽越本線は、主に酒田市への通勤・通学の足や観光の入口として利用されており、引き続き利用促進と観光客の誘致を図ります。平成 19 年度に供用開始した新たな遊佐駅舎、「ゆざ元町地域交流センター(ゆざっとプラザ)」は、交通拠点のほか、中心市街地における賑わい再生の拠点としても機能しており、今後も人々の交流に繋がる取り組みを推進します。



#### 4 バスの利便性向上

平成 25 年度に町営バスのダイヤを廃止し、誰もが無料で乗車することが可能なスクールバスを運行しています。広域的な移動については、デマンドタクシーや交通弱者対策事業により対応しており、バス路線の充実としては、引き続き関係機関との調整を図ります。

#### 2) 身近な足としての公共交通機関の確立

町内を運行するスクールバスのほか、誰もが利用できる乗合タクシーとして、デマンドタクシーを運行しています。また、運転免許や自家用車を持たない方を対象として、交通 弱者対策事業を推進し、誰もが気軽に公共施設や商店街へ移動できる地域公共交通の確立 を図ります。

#### 3)交通拠点の環境向上

町唯一の有人駅である遊佐駅は、「ゆざ元町地域交流センター(ゆざっとプラザ)」としての機能を併せ持ち、商工会・観光協会・デマンドタクシー・シルバー人材センターによる「ゆざっとプラザ協議会」は、駅内売店や軽トラ市等の賑わい再生事業に取り組んでいます。また、駐輪場を整備し、無料レンタサイクルを実施することで、サイクル&ライドの取り組みを推進し、自動車交通量の削減や環境負荷の低減を図ります。

さらに、公共交通機関の運行情報や観光情報等、町内外の利用者にとって利便性の高い 情報提供を行い、待合環境の向上を図ります。



図. 交通体系整備方針図

## (3)公共公益施設整備の方針

#### 【基本姿勢】

施設を適切に維持管理しながら、ニーズに合わせた施設の利活用を推進します。

#### 【整備方針】

#### 1)長期的な視点に基づく施設の維持管理

人口減少による財政収入の減少が見込まれる将来において、多様化する住民のニーズに応えながら、地域に必要とされる公共公益施設を維持・活用することが求められます。平成 28 年度に策定した遊佐町公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化が進む既存施設を計画的に修繕・管理し、長期的な視点を持って、適切な施設保有量の維持を図ります。

#### 2) 少子高齢化社会を支援する施設の充実:福祉施設関係

高齢者や障がい者が安心して生活を送ることができるよう、遊佐町地域包括支援センター「ゆうすい」の機能強化、社会福祉協議会や各地区まちづくり協会等関係機関による重層的な支援体制づくりを進め、福祉サービス体制のさらなる充実を図ります。

子育て支援としては、子育て世代包括支援センターの開設、子どもセンター「わくわく 未来館」における子育て支援センターや放課後児童クラブにより、相談や交流を行える場づくりを推進します。



## 3)地域の教育や活動の充実:教育施設、コミュニティ施設

小中学校については、令和元年度に策定した遊佐町学校施設長寿命化計画に基づき施設の維持管理を進めており、令和5年4月の統合新小学校の開校に向け、遊佐小学校における校舎増築工事を行っています。また、小学校の統合に伴う空き校舎について、蕨岡・高瀬まちづくりセンターの改築、歴史民俗学習館としての活用等、令和3年度に利活用計画の検討を行います。

地域活動や防災の拠点となる各地区まちづくりセンターについては、稲川・吹浦・西遊佐まちづくりセンターの改築を行ってきました。今後も、まちづくりセンターを核として、地域コミュニティ活動の支援を推進します。

#### 4) 町の文化や歴史を伝える交流施設の充実:歴史・文化施設

平成 30 年度に策定した遊佐町生涯学習推進計画に基づき、遊佐町生涯学習センターやまちづくりセンターにおいて、あらゆる年代を対象とした学習機会の提供を図ります。図書館では郷土資料の収集を行い、利用者への提供も行っています。遊佐町の歴史を継承する旧青山本邸や語りべの館では、引き続き企画展や事業を実施し、来館者数の増加を図ります。

町民体育館周辺には、子どもセンター「わくわく未来館」や若者定住住宅、遊佐町役場の新庁舎が整備され、今後も中心市街地にふさわしい土地利用を推進します。





#### 5) その他の供給処理施設の整備

## ①供給処理施設(上水道)

豊かな森林に支えられる水源を守り、適切な施設管理により効率的な上水道の運用を図ります。常に安全な水道水を供給するシステムを構築するため、水安全計画を策定し、水源の監視・管理体制の強化を図り、水源から給水先までの総合的な水質管理を実践します。

#### ②供給処理施設(下水道)

公共下水道事業、農業集落排水事業による施設整備は計画どおり完了し、今後は水洗化率の向上に努めます。老朽化した公共下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づく改築・更新を計画的に行い、適正な維持管理を図ります。農業集落排水施設については、公共下水道への統合を検討します。また、合併処理浄化槽設置事業に関しては、引き続き整備促進を図ります。

#### ③ごみ処理施設

遊佐町・酒田市・庄内町からなる酒田地区広域行政組合において、ごみの適切な処理等を共同で行っています。ごみ処理施設・し尿処理施設の老朽化や、最終処分場の残余容量のひっ迫等、施設が更新時期を迎える中、遊佐町ごみ処理基本計画に基づき、ごみの減量化と資源化を推進します。

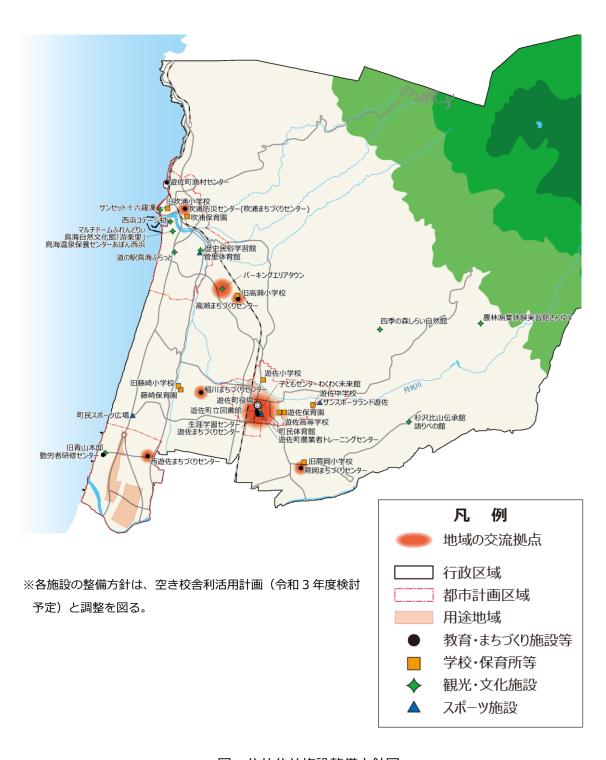


図. 公共公益施設整備方針図

## (4) 住みよい住宅・住環境整備の方針

#### 【基本姿勢】

いつまでも住み続けたいと感じられる住宅・住環境づくりを計画的に進めます。

#### 【整備方針】

#### 1) 快適でゆとりある住まいづくり

#### ①用途地域内

用途地域が指定されている区域では、指定の種類により、大まかな土地利用の方向性が 定められています。引き続き、住居系用途地域の指定に基づき、定住住宅新築支援金事業 等を活用しながら、住宅の計画的な整備・誘導を図ります。

#### ②市街化調整区域、用途地域の指定のない区域

市街化調整区域は、都市計画法により市街化を抑制すべき区域として定められています。 酒田都市計画区域における市街化調整区域である西遊佐地区では、5 つの地区計画を設定 し、引き続きゆとりある良好な集落環境の維持を図ります。

都市計画区域内で用途地域の指定のない区域は、境田地区の建築協定を適切に運用する 等、既存住宅地におけるうるおいある住環境の維持を図ります。

また、工場と住宅の共存を図る地域や、幹線道路沿道の住宅地については、周辺環境との調和に配慮し、職住近接の住環境整備を推進します。

#### ③都市計画区域外

都市計画区域外の区域は、既存の集落環境を維持し、自然豊かなまち並みづくりを推進 します。無秩序な開発を抑制し、良好な環境を維持するため、適切な住まいづくりを図り ます。

#### 2) 定住へ繋がる住環境づくり

平成 29 年度に策定した第 2 次遊佐町定住促進計画に基づき、若者定住住宅の整備等、本町へ住みたいと感じられるような住環境づくりを推進します。令和 3 年度には、舞鶴地内若者定住住宅地の宅地分譲と賃貸住宅建設・経営を行う事業者への貸付を行いました。引き続き、移住・定住に繋がる取り組みを積極的に進めます。

#### 3) 公共住宅の計画的な維持管理

遊佐町町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化が進む公営住宅については、計画的な修繕・改修を行っています。長期的に活用するストックを適切に維持管理し、高齢化が進行する社会において、誰もが安心して暮らすことができる居住環境の確保を図ります。

## (5) 防災まちづくりの方針

#### 【基本姿勢】

災害への備えを充実させ、誰もが安全・安心に生活できるまちをめざします。

#### 【整備方針】

#### 1) 自然環境に配慮した安全対策の実施

近年、気候変動等が要因とされる豪雨災害等が全国各地で発生していることを踏まえ、 自然環境、自然景観の保全に配慮しながら、引き続き水害予防事業に取り組みます。河川・ 砂防事業については、安全・安心に暮らせるまちの実現をめざし、関係機関との調整を図 ります。

## 2) 災害に強い都市整備の推進

建物の耐震化・不燃化を推進し、学校の耐震化率は 100%を達成しました。引き続き、公共施設や避難所に指定されている建物について耐震調査等を実施し、施設の改善を図ります。耐震診断、耐震改修、リフォーム、ライフライン整備について各種補助事業を活用し、災害に強いまちづくりをめざします。

また、狭隘道路の改善や、火災の延焼を防ぐ街路樹や公園等のオープンスペースを整備するとともに、ライフラインの耐震化を推進します。

併せて、災害の危険性が高い地域については、土地利用や建築物の誘導等の措置を講じます。

#### 3) 地域防災拠点の整備・充実

平成 27 年度より、災害時に必要な食料や備品等を備える防災倉庫を各地区に整備し、 消防団の活動拠点となる防災資機材庫や防火水槽等の消防設備の更新を計画的に行って います。また、小中学校やまちづくりセンター等の施設は、地域の防災拠点として施設内 容の充実を図ります。

令和元年度に、遊佐町で起こりうる津波・洪水・土砂災害に関する避難情報等をまとめた防災ガイドマップを作成、住民に配布し、平時から備えておくべきことについて啓発を行っています。引き続き防災意識の向上を図るとともに、融雪型火山泥流等の大規模災害が発生した場合の広域避難について、協定の締結も含めて今後の課題として検討します。

## 4)誰にでもやさしい安全・安心なまちの実現

災害時要支援者の名簿を作成し、避難行動に支援が必要な方の情報を平時から関係者で 共有するとともに、福祉施設の職員を対象とした防災研修会により、各施設が抱える課題 について情報交換を行っています。今後は、個別避難計画の策定等を検討し、実効性のあ る避難支援をめざします。

## 4. 産業・交流の方針

## (1)豊かな資源を活かした産業の方針

#### 【基本姿勢】

豊かな地域資源を十分に活用し、地域の活性化を図ります。

#### 【整備方針】

#### 1) 基幹産業としての農林漁業

お米や野菜等、本町の基幹産業である農業を支える農業従事者は、高齢化等の影響により減少傾向にあります。チャレンジファーム事業等の新規就農支援制度を推進し、農林水産業を担う後継者の確保・育成を図ります。

また、遊佐ブランド推進協議会を設立し、特産品の開発や周知、イベントの企画等を通して、積極的な PR 活動を推進しています。併せて、遊佐町地域活性化拠点施設加工場を利用し、引き続き 6 次産業化の促進を図ります。



#### 2) 住民の日常生活を支える商業

遊佐町商工会と商店街が連携し、商店活性化事業として「米ちゃんスタンプカード」に取り組む等、町内の買い物利便性向上に向けた取り組みを行っています。地域に根ざした身近な商店街として、気軽に訪れることができる場づくりを推進します。

創業に関する相談受付や、併走型の支援を商工会が行うことにより、地域のさらなる活性化を図ります。

#### 3)地域へ活力をもたらす工業

高速道路 IC、庄内空港、酒田港等からアクセスが可能な鳥海南工業団地には、複数の企業が立地しており、バイオマス発電所の建設も計画されています。また、平成 30 年には吉出地内に山形県初のウィスキー蒸留所が完成し、新たな地域資源として注目されています。引き続き、広域的な企業誘致活動を推進し、雇用の創出・拡大を図ります。

## (2) ニーズに応える観光・交流の方針

#### 【基本姿勢】

多様なニーズに合わせた積極的な情報発信により、関係人口の増加を図ります。

#### 【整備方針】

#### 1)豊かな資源を活かした魅力ある観光

平成 28 年に日本ジオパークとして認定、令和 3 年に再認定された鳥海山・飛島ジオパークは、雄大で美しい景観を求めて多くの人が訪れる場所となっています。奥の細道鳥海ツーデーマーチ、ゆざツアー等、魅力を活かした観光イベントを引き続き推進します。

近年の社会情勢を踏まえて、SNS を活用した情報提供や、本町を直接訪れることが難しい場合の楽しみ方等、ニーズに合わせた柔軟な取り組みが必要とされています。各所からアイデアを出し合い、工夫を重ねることで、親しまれる機会づくりを行い、関係人口の増加をめざします。





## 2) 地域活性化に繋がる多様な交流

豊かな産業や観光資源を活かして、様々なイベントや SNS 等による町の PR を推進し、地域や、地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を図ります。また、遊佐パーキングエリアタウン基本計画に基づき、高速道路を活用した来訪者の増加を図り、地域の発展・交流の促進に向けて取り組みます。

併せて、将来的な移住へ向けた働きかけとして、遊佐町 IJU ターン促進協議会による空き家バンクの推進、移住相談や交流会の開催等、具体的なニーズに応える取り組みを積極的に進めます。

## 5. 協働のまちづくりの方針

## (1) 住民参画によるまちづくりの方針

## 【基本姿勢】

町の将来を考え、誰もがまちづくりに気軽に参画できる機会づくりを推進します。

#### 【整備方針】

#### 1) 住民参画の機会づくり

社会情勢に伴い、ライフスタイルや価値観が多様化する中、これまでの行政主導のまちづくりではなく、住民と協働のまちづくりが求められています。本町では、少年議会、まちの将来について自由に語り合うカフェ、まちづくり町民提案募集等、広い世代がまちづくりへ気軽に参画できる機会づくりを進めています。引き続きこれらの取り組みを推進するとともに、まちづくりに関わる人材の育成・発掘を進め、地域の課題解決を図ります。

## 2) 多世代の交流の場づくり

本町には、大御幣祭、吹浦口ノ宮例大祭、杉沢比山、四大祭、小正月行事(アマハゲ)といった、古来から大切にされてきた多くの祭事があります。祭事や地区の行事等を通じて、多世代が活き活きと触れ合う、交流の場づくりを推進します。地域内の交流にとどまらず、地域間の連携をめざし、まちづくりセンター同士の情報交換を図りながら、町全体の交流を深めていきます。





## 3)地区の連携によるまちづくり

平成 19 年度に施行した遊佐まちづくり基本条例に基づき、地域住民の自治的な活動を促進し、住民の手による参画と協働のまちづくりが進められています。各地区においてまちづくりを推進する協議会が設立し、平成 23 年度にはまちづくり協議会連合会が発足しました。今後、地区ごとのまちづくり計画の策定をさらに推進するとともに、地区同士の連携を強めることで、町全体における交流促進と活性化を図ります。